様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 2025年　1月　30日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） かぶしきがいしゃあいしん  一般事業主の氏名又は名称 株式会社アイシン  （ふりがな） よしだ　もりたか  （法人の場合）代表者の氏名 　 　 吉田 守孝  住所　〒448-0032  愛知県刈谷市朝日町２丁目１番地  法人番号　6180301013611  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 統合報告書 2024 | | 公表日 | 2024年　9月　30日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 1. 「統合報告書 2024」P.16 アイシングループビジョン2030   <https://www.aisin.com/jp/sustainability/report/pdf/aisin_ar2024_a3.pdf>   1. 「統合報告書 2024」P.22,23 事業ポートフォリオの変革   <https://www.aisin.com/jp/sustainability/report/pdf/aisin_ar2024_a3.pdf> | | 記載内容抜粋 | 1. 企業経営の方向性   私たちは、「“移動”に感動を、未来に笑顔を。」届けるため、社会課題へのソリューションを提供し、安心・快適・利便な“移動”を実現することで、お客様からパートナーと呼ばれる企業グループを目指します。   1. 情報処理技術活用の方向性   社会課題を解決する事業を成長領域と位置づけ、成長領域においては特にBEV商材、制御ブレーキ、安心・快適エントリーを重点とし、開発を加速させています。エネルギーバリューチェーンにおいては、再生可能エネルギーや水素エネルギーなどを使った新たなビジネスモデルの構築や、DXを活用したモビリティの新たな“移動”価値創造に挑む新規事業に取り組んでいきます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 本公表内容は取締役会で承認された方針に基づき作成され、公開文書に記載されている事項となる。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 1. 企業サイト「デジタルトランスフォーメーション（DX）への取り組み」 2. 企業メディア「AI Think」 | | 公表日 | 1. 2024年　6月　20日 2. 2022年　5月　11日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 1. 企業サイト「デジタルトランスフォーメーション（DX）への取り組み」　ロードマップ   <https://www.aisin.com/jp/technology/dx/>   1. 企業メディア「AI Think」　現実世界と仮想世界を融合　DXで実現する、新しいものづくり   <https://www.aisin.com/jp/aithink/innovation/blog/005572.html> | | 記載内容抜粋 | ・ デジタル活用による業務効率化を推進し、より付加価値の高い業務へ人材をシフトしていきます。  ・ Cyber/Physical Information Factory（CPIF）コンセプトのもと生産情報と3D情報を一元化し、共有。バーチャル検証を設計開発や生産に活用することで、大幅なリードタイムの短縮と商品力の強化をめざします。また、生産現場では蓄積した生産情報やAI技術などを活用し、品質と生産性の向上を実現します。  ・ AI技術の研修と活用を加速させ、位置情報をはじめとするアイシンの技術力を生かした「ソリューション型サービス」の展開を進めます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 本公表内容①②は取締役会で承認された方針に基づき作成され、公開文書に記載されている事項となる。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 企業サイト「デジタルトランスフォーメーション（DX）への取り組み」　DX推進体制 | | 記載内容抜粋 | ・体制・組織 アイシングループでのDXの推進は、全社横断組織となる「DX戦略センター」を中心に各部門が連携する体制を整えており、幅広い分野での新たな価値創出を加速させています。  ・人材の育成・確保 アイシングループでは「全員参加のDX」を掲げ、経験や職位に関わらず全従業員がデジタル活用技術を身につけ、自律的に業務変革を進められるよう教育体系を整えています。 人工知能(AI)の人材獲得、育成にも力を入れており、東京、愛知、福岡の3地域に拠点を構えています。専門性を生かし、やりがいを持って働くことができる体制づくりを進めています。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 企業メディア「AI Think」　現実世界と仮想世界を融合　DXで実現する、新しいものづくり | | 記載内容抜粋 | ・これまでは用途別に収集した情報をそれ以外の目的に活用することが難しく、横断的な連携が不十分であるという課題がありました。Cyber/Physical Information Factory（CPIF）では、工場から吸い上げたデータを「蓄積層」で統合管理します。データは「活用層」で集計・加工され、生産管理、品質管理、トレーサビリティなどさまざまな用途で活用できるようになります。 すべての情報を一元化し共有することで特定の用途に縛られず自由にデータが使えるようになり、新たな目的への活用も容易になりました。  ・IoTですべてをつなぎ情報をリアルタイムで共有する。それは生産プロセス全体の最適化を可能にし、効率化、品質向上、コスト低減はもちろん、「ものづくり」そのものを進化させ、今までにない新たな価値を生みだします。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 1. 統合報告書 2024 2. 企業サイト「デジタルトランスフォーメーション（DX）への取り組み」 | | 公表日 | 1. 2024年　9月　30日 2. 2024年　6月　20日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　「統合報告書 2024」P.16 アイシングループビジョン2030  <https://www.aisin.com/jp/sustainability/report/pdf/aisin_ar2024_a3.pdf>  ②　企業サイト「デジタルトランスフォーメーション（DX）への取り組み」　ロードマップ  <https://www.aisin.com/jp/technology/dx/> | | 記載内容抜粋 | 1. ソリューション型商品売上収益比率：2030年度 60%以上 2. 業務効率：25%向上、開発期間：30%短縮、生産性：30%向上（2020年比） |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2021年 7月 21日 | | 発信方法 | 1. 企業メディア「AI Think」トップメッセージ　３つの重点領域   <https://www.aisin.com/jp/aithink/vision/topmessage/>   1. ・企業サイト「ニュースリリース」   <https://www.aisin.com/jp/news/2024/>  ・企業メディア「AI Think」  <https://www.aisin.com/jp/aithink/> | | 発信内容 | 1. 経営者によるビジョン・戦略の発信   クルマにおけるソフトウェアファーストとは、「実現したい新たな価値に対してソフトウェアの構造を整理し、ソフトウェアの進化やスピードを重視して、ハードとソフトを分離、ソフトウェアを先行して開発する」ことです。 （中略） ここで必須となるのが設計開発におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）です。DXによって、設計開発の加速のほか、業務の効率化・標準化、IOT活用による製造現場の品質・生産性向上につなげるなど、全社一丸となって仕事のやり方を変えていきます。   1. 推進状況についての発信   サービスの展開拡大や新たなアライアンスの締結など重要な方針や状況については、ニュースリリースや自社メディア「AI Think」にて適時発信している。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年　1月頃　～　2025年　1月頃 | | 実施内容 | IPA自己診断結果入力サイトより入力済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2020年　4月頃　～ 継続実施中 | | 実施内容 | 「アイシングループ情報セキュリティ基本方針」を定め、お客様や取引先から預かった、またはアイシンが保有する事業活動に関わる情報資産は重要な資産であるとの認識に立ち、組織的かつ継続的に情報セキュリティ対策に取り組んでいます。 DX戦略センター長の下、セキュリティ専門組織である情報セキュリティ推進部を設置し、グループ全体でのセキュリティ対策活動を実施しています。  公表場所：「統合報告書 2024」P.89 情報セキュリティ  <https://www.aisin.com/jp/sustainability/report/pdf/aisin_ar2024_a3.pdf>  「情報セキュリティ基本方針」  <https://www.aisin.com/jp/sustainability/governance/pdf/basic_policy.pdf> |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。